

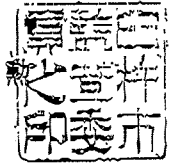
白監第0319002号
令和2年3月19日

請求人
請求人代理人 様

白杵市監査委員 稲垣則夫



白杵市監査委員 吉岡



住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

請求人が令和2年1月31日付けで提起した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査し、次のとおり決定したので通知いたします。

以下、決定の内容です。

決 定 書

第1 請求人

請求人

住所 白杵市

氏名

請求人代理人

住所 別府市

氏名

第2 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである。なお、原文のまま記載した。

1. 請求の趣旨

(1) 公正取引委員会の排除措置命令および課徴金納付命令

2017（平成29）年2月2日、公正取引委員会は、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の規定に基づき排除措置命令および課徴金納付命令（以下、「本件命令等」という。）を行った。

本件は、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

① 違反行為の概要

i 株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気の5社（以下「5社」という。）は、遅くとも平成21年12月21日ごろまでに（株式会社日立国際電気にあつては遅くとも平成22年5月24日ごろまでに、日本無線株式会社にあつては遅くとも同年9月15日ごろまでに参加）、特定消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため（ア）納入予定メーカーを決定する。（イ）納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨合意した。

ii 5社は、当該合意のもとに、5社の営業部課長級の者らが参加する会合を平成23年12月ごろまでおおむね毎月開催し、とくに平成22年12月ごろから平成23年12月ごろには、同会合において、全国の消防本部等ごとに納入予定メーカーを記載した「ちず」と称する一覧表を作成して、納入予定メーカーが納入できているか等を確認するなどして、（ア）納入を希望する者（以下「納入希望者」という。）が1社のときは、その者を納入予定メーカーとするほか、納入希望者が複数社のときは、既設の状況、営業活動の状況、発注者の意向等を勘案して、納入希望者間の話し合いにより納入予定メーカーを決定する。（イ）入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しないなどにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。

iii 5社は、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限して

いた。(資料1)

② 課徴金納付命令

公正取引委員会は、5社のうち、株式会社日立国際電気を除く4社に対して平成29年9月4日までに、合計6億3,490万円を支払うよう命じた。

4社のうち、株式会社富士通ゼネラルの課徴金額は、最高額の4.8億円であった。

株式会社富士通ゼネラルに対する「平成29年(納)第1号 課徴金納付命令書」(資料2)の別紙3「課徴金算定対象物件一覧」には、番号113に、白杵市消防本部の物件として「平成25年度白杵市消防救急デジタル無線システム機器整備工事」が記載されている。

(2) 損害賠償

白杵市は、平成25年8月23日、株式会社富士通ゼネラルの代理店もしくは特約店である日本コムシス(株)九州支店との間で、消防救急デジタル無線システム機器整備工事を請負金額293,790,000円の約定で締結した。

そして、請負契約約款第49条第1項および第53条で、課徴金納付命令が確定した場合等には、受注者は白杵市に対して契約額の20%の損害賠償をすることを義務付けている。(資料3)

① 株式会社富士通ゼネラルの排除措置命令取消請求訴訟

5社のうち、株式会社富士通ゼネラル以外の4社は公正取引委員会の排除措置命令に服したが、株式会社富士通ゼネラルはこれを不服として、取消請求訴訟を提起している。

白杵市の契約当事者は日本コムシス(株)であるから、排除措置命令を受けた当事会社ではなく、日本コムシス(株)に対しては、約款に基づく20%の損害賠償義務は発生していない。

しかしながら、上記取消請求訴訟が係争中であっても、利害関係者が申請すれば訴訟記録の閲覧・謄写は可能であるから、白杵市は当該取消請求訴訟で提出されている資料を入手するなどして、白杵市との契約にあたり、株式会社富士通ゼネラルにおいて、談合によって形成した価格での契約をあらかじめ日本コムシス(株)に指示し、日本コムシス(株)をして白杵市との契約を締結させたことが、上記取消請求訴訟の訴訟記録から判明すれば、現時点においても、不法行為に基づく損害賠償義務を負うことになる。

消

② 損害賠償請求権の行使と市長の責任

平成21年4月28日の最高裁第3小法廷判決で示されているように、排除措置命令の取消請求訴訟が提起されていることは、談合を理由とする不法行為損害賠償請求権の行使を妨げる理由とはならない。

これをもとに不法行為損害賠償請求権の時効の起算点を検討すると、排除措置命令がなされた平成29年2月2日とせざるを得ず、そこから3年が経過した本年2月1日には損害賠償請求権は時効によって消滅してしまい、白杵市は一切の損害賠償請求をすることができないことになる。

そうであるならば、本来的な支出権限者である市長の責任が生じることになると思料される。

(3) 請求する措置

以上の理由により、貴職に対して以下の措置を講じるよう求める。

① 株式会社富士通ゼネラルおよび日本コムシス(株)に対して、消防救急デジタル無線システム機器整備工事の請負代金額293,790,000円の20%である58,758,000円およびこれに対する民法所定の5%の利息の合計金額を請求するよう市長に勧告すること。

② 前項について、損害賠償請求権が時効によって消滅している場合は、同額を市長および当該整備工事にかかる財務会計行為に関与した職員らに請求するよう市長に勧告すること。

なお、談合にともなう損害賠償請求権の行使を怠る事実の違法については、地方自治法第242条第2項の期間制限は適用されない。

※請求書に添付された事実証明書(資料)は以下のとおりである。

資料1 排除措置命令書(平成29年(措)第1号)

資料2 課徴金納付命令書(平成29年(納)第1号)

資料3 建設工事請負仮契約書(平成25年度白杵市消防救急デジタル無線システム整備工事)および白杵市公共工事請負契約約款

(事実証明書の内容は省略)

第3 請求の受理

1. 請求人の資格について

地方自治法(以下、「法」という。)第242条第1項において住民監査請求を行うことができる請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。

本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

2. 代理人の資格について

住民監査請求の代理行為について法では制限等の定めは設けられておらず、民法の代理に関する規定（第99条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示した意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。）が類推適用される。（熊本地裁平成16年8月5日判決 平成14（行ウ）1等）

本件請求人は、代理人を立てており、請求書提出と共に、請求人自署の代理人への委任状を提出しているため、代理人の要件を満たしている。

3. 請求の対象

法第242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員又は当該地方公共団体の職員とされている。

本請求では2つの措置について請求しているが、2つ共に上記規定に合致している。

4. 該当する財務会計行為について

法第242条第1項において、財産の管理を怠る事実がある場合に監査請求できることが規定されている。

請求人の請求内容は、損害賠償請求を行わないという怠る事実がある場合に、損害の発生の可能性を示唆するものであり、上記規定に合致している。

5. 請求の期限

法第242条第2項において、住民監査請求の期限は、当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができないとされているが、実体法（⇒手続法）上の請求権の行使を怠る事実を対象としてされた住民監査請求においては、同項の適用はない。（最高裁昭和53年6月23日判決 集民第124号145頁）

本件請求はこの財産の管理を怠る事実を対象としていることから、請求要件に合致している。

6. 事実証明書

法第242条第1項において、住民監査請求を行うためには請求の要旨を証明する書面を添えて提出することとされている。

本件請求書には、資料1から資料3の事実証明書が添付されている。

7. 要件審査及び請求の受理

令和2年2月3日、請求人提出の本件住民監査請求書及び添付書類について、上記1から6のとおり要件審査を行った。

監査委員全員の合議により、本件請求は法第242条の要件を具備しているものと認め、令和2年2月3日にこれを受理した。

受理日は、請求日の1月3日となる。

第4 監査の執行

1. 監査の期間

令和2年2月4日 ～ 令和2年3月18日

2. 監査の対象部署

白杵市消防本部総務課

3. 請求人の陳述及び証拠提出

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年2月18日に陳述の機会を与えた。その結果、請求人代理人及び請求人から、以下の陳述がなされた。

請求書1. 請求の趣旨 (2) 損害賠償②損害賠償請求権の行使と市長の責任について

(ア) 排除措置命令の取消請求訴訟が提起されていることが、談合を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を妨げる理由にならないことについて、平成21年4月28日の最高裁第3小法廷判決で示された判例を紹介。

(イ) 富田林市が消防救急デジタル無線談合事件の訴えを提起したことの事例紹介

(ウ) 春日井市が業者2社に損害賠償請求を行ったことの実例紹介

これら事例を参考とし、できる限りの情報収集を行い、業者に対しての損害賠償請求権が時効消滅になっていないのであれば、請求権を行使することを勧告するよう監査委員に求める。また、時効消滅になっていると判断するのであれば、市として損害賠償請求権の行使を怠っているということになるので、市長や関係職員に対して、業者に対して損害賠償請求できるはずであった金額と同額を損害賠償請求するよう勧告することを監査委員に求める。

※ 陳述時に提出された意見陳述書(要旨)と共に提出された事実証明書(資料)は以下のとおりである。

資料4 最高裁判例 平20(行ヒ)第97号

資料5 情報部分開示決定通知書 富消総第705号

資料6 議案第34号(富田林市)

資料7の1 消防救急デジタル無線談合
(全国オンブズマン連合ウェブサイト)

資料7の2 名古屋市民オンブズマンから春日井市宛の通知

資料7の3 訴訟記録の写しの送付依頼

(事実証明書の内容は省略)

4. 関係人の陳述及び証拠提出

関係人である臼杵市消防本部総務課に対し、弁明書及び証拠説明書等の提出を求めたところ、令和2年2月20日に提出された。また、令和2年2月25日、法第199条第8項の規定に基づき、弁明書等に基づく職員陳述を行った。以下に弁明書の内容を示す。なお、原文のまま記載した。

1. 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

2. 事実の認否

(1) 請求の趣旨(1)(公正取引委員会の排除措置命令および課徴金納付命令)について

排除措置命令書(資料1)に、請求人引用の記載があることは認める。

(2) 請求の趣旨(2)(損害賠償)について

ア 「臼杵市は、平成25年8月23日」から「約定で締結した」とある部分については、否認する。平成25年8月23日は、仮契約の締結日であって、同年9月3日の議会の承認をもって本契約として発効したものである(請求人提出の資料3の7. その他(1)のとおり)。

また日本コムシス株式会社九州支店(以下「日本コムシス」という。)が、株式会社富士通ゼネラルの代理店もしくは特約店であるかどうかは不知。

イ 「そして、請負契約」から「義務付けている。」とある部分については、認める。

ウ ①(株式会社富士通ゼネラルの排除措置命令取消請求訴訟)について

(ア) 「五社のうち、」から「訴訟記録の閲覧・謄写は可能である」までの記載については、認める。

(イ) 「臼杵市は、当該取消請求訴訟で提出されている資料」から「損害賠償義務を負うことになる」については、仮定の主張であり、認否することができない。

エ ②(損害賠償請求権の行使と市長の責任)について

(ア) 「平成21年4月28日」から「妨げる理由とはならない。」とある部分については、請求人引用の判例があること

は認める。ただし、白杵市の直接の契約の相手である日本コムシスは、排除措置命令の対象となっていない(資料1)。

(イ)「これをもとに」から「市長の責任が生じることになると思料される。」とある部分については、争う。

まず、株式会社富士通ゼネラル(以下「富士通ゼネラル」という。)に対する損害賠償請求権の消滅時効については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第26条第2項の規定に基づき、排除措置命令の確定判決の日から3年である。次に、日本コムシスに対する損害賠償請求権の消滅時効については、日本コムシスは排除措置命令を受けておらず、また、同社が本件契約において談合に関与した事実も明らかではないことから、「権利を行使することができる時」(民法166条)又は「損害及び加害者を知った時」(民法724条)は到来していない。

3. 弁明の理由

(1) 公正取引委員会の排除措置命令等に関する事実

当庁は、公正取引委員会による、富士通ゼネラルほか4社に対する排除措置命令書(平成29年(措)第1号)及び富士通ゼネラルに対する課徴金納付命令書(平成29年(納)第1号)(以下「本件命令」という。)について、平成29年3月2日の新聞報道【資料1】により存知し、翌3月3日に公正取引委員会のウェブサイトから、本件命令に関する書類を取得し、内容を確認した。

また、富士通ゼネラルは、平成29年7月25日に開催した取締役会において、本件命令に対する取消訴訟の提起を行うことを決議し【資料2】、平成29年8月1日付けで、公正取引委員会を相手方とする取消訴訟を東京地方裁判所に提訴している【資料3】。なお、当該訴訟は係争中であり、第1審も判決がなされていない状況である【資料4】。

(2) 損害賠償請求の相手方

白杵市と日本コムシスは、平成25年度白杵市消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約(以下「本件契約」という。)に基づき、事業を施行した。日本コムシスによると、同社は、本件契約において、整備工事に供するための資機材において、富士通ゼネラル製の機器を採用した理由について、富士通ゼネラル製の機器を取り扱っている商社のほか、複数の商社へ見積りを依頼したが、この

当時白杵市が設置していたアナログ無線が富士通ゼネラル製であったことなどから、作業リスクやトータルコストを総合的に検討した結果、富士通ゼネラル製の機器を選定したに過ぎないとのことであり、富士通ゼネラルと日本コムシスとの間に特別な関係性は認められない【資料5】。現に、日本コムシスは、他市の消防救急デジタル無線システムの整備工事においては、富士通ゼネラル以外の機器も採用している【資料6】。

なお、本件命令に関する資料からは、本件契約に関する談合の具体的な事実の有無や該当機器、金額面等を確認することができなかったことから、当庁は、公正取引委員会に対し、平成29年3月30日付けで行政文書の開示請求を行った。しかし公正取引委員会は、当庁に対し、同年4月14日付けで行政文書の不開示決定を通知した【資料7】。このため具体的な事実関係や認定理由は不明である。

以上のことから、2. 事実の認否でも記載したとおり、排除措置命令を理由とする損害賠償請求を行う場合の相手方については、談合があったとされる機器の特定、当該機器の公正価格と納入額等の調査を行った上で、独占禁止法第25条及び第26条の規定に基づき、富士通ゼネラルを相手方として行うこととなる。

(3) 損害賠償請求権の行使

富士通ゼネラルは、排除措置命令取消請求訴訟の係争中であり、請求人が指摘するとおり、訴訟記録の閲覧等による調査が行えることから、当庁としても、事件の真相究明及び早期解決のため、東京地方裁判所へ閲覧手続をおこなったところである。しかしながら、独占禁止法第26条第1項において、損害賠償の請求権は、排除措置命令が確定しなければ、裁判上主張することができないとされていることから、当庁としては、裁判所による判決の確定をもって、富士通ゼネラルへの具体的な損害賠償請求へ移行していくことが原則であると考えている。

また、裁判所による事実認定において、日本コムシスによる談合の関与が客観的に明らかになり、当庁として立証できるに足る証拠が得られれば、日本コムシスに対しても、不法行為等の損害賠償請求を行うことを視野に入れている。

なお、全国消防長会による事例公開の相談事例6、17及び20においても、同様の見解が示されているところである。

(4) 結論

以上により、請求人が請求する措置のうち、富士通ゼネラル及び日本コムシスに対して、本件契約の工事請負代金額293,790,000円の20%である58,758,000円及びこれに対する民法所定の5%の利息の合計金額を請求することは、失当である。

また、損害賠償請求権が時効によって消滅している場合に、同等額を市長及び当該整備工事にかかる財務会計行為に関与した職員らに請求することについては、現段階で時効の消滅による請求権の喪失はない。

したがって、請求人が請求する措置については、理由がなく、本件請求は、棄却されるべきものである。

4. 関係法令

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第二十五条 第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者（第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

② 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十九条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第六十二条第一項に規定する納付命令（第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。））が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

② 前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から三年を経過したときは、時効によって消滅する。

(2) 民法（明治29法律第89号）

（消滅時効の進行等）

第百六十六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行す

ることを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(債権等の消滅時効)

第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(共同不法行為者の責任)

第七百十九条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

5. 証拠説明書

資料1 新聞記事(第1報)

資料2 富士通ゼネラルによる取消訴訟の提起についての発表

資料3 取消訴訟の受付票の写し

資料4 取消訴訟の係属証明の写し

資料5 「臼杵市役所様からの調査の協力依頼について」

資料6 日本コムシスによるデジタル無線工事の施工状況

資料7 行政文書不開示決定通知書

資料8 全国消防長会による事例公開

6. その他関係書類

別紙1 議決書の写し

別紙2 工事指名伺

別紙3 指名競争入札参加選考書

別紙4 開札調書

別紙5 経緯説明

別紙6 新聞記事(続報)

(以上、弁明書より。証拠証明書の内容は省略)

なお、弁明書記載の、「3. 弁明の理由 (3) 損害賠償請求権の行使」中、「東京地方裁判所へ閲覧手続きを行ったところである。」については、「東京地方裁判所へ閲覧手続きを進めているところである。」との訂正があった。

第5 監査の結果

1. 主文

本件請求を棄却する。

2. 理由

(1) 関係法令

ア 地方自治法 (昭和22年法律第67号)

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(債権)

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

イ 白杵市公共工事請負契約約款

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項 (独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。) 又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令 (以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき (確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。) 。

二 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

（賠償の予約）

第53条 受注者は、第49条第1項各号（同項第4号に規定する刑法第198条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体で既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であつた全ての者に対して同項に定める額の賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、請求を受けた者はその額を連帯して発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号)

第25条 第3条、第6条又は第19条の規定に違反する行為をした事業者(第6条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。)及び第8条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

2 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第26条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第62条第1項に規定する納付命令(第8条第1号又は第2号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。))が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

2 前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から3年を経過したときは、時効によって消滅する。

エ 民法(明治29年法律第89号)

(消滅時効の進行等)

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(債権等の消滅時効)

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する。

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(共同不法行為者の責任)

第719条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

オ 平成21年4月28日 最高裁判所第三小法廷判決

(平成20(行ヒ)97)

市の発注した工事に関し談合をしたとされる業者らに対して市長が不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないことが違法な怠る事実当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(2) 事実確認

ア 白杵市消防救急デジタル無線システム整備工事について

平成25年8月23日 建設工事請負仮契約締結

仮契約の相手方：

日本コムシス株式会社九州支店

(以下、「日本コムシス」という。)

平成25年9月3日 議会の議決。意思通知後、本契約の効力を生じた。

イ 公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成29年2月2日、公正取引委員会は株式会社富士通ゼネラル(以下、「富士通ゼネラル」という。)に対して、消防救急デジタル無線整備に係る、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、その課徴金納付命令書の算定対象物件一覧に、白杵市消防本部(以下、「消防本部」という。)の工事が記載されている。

なお、消防本部は平成29年3月28日に公正取引委員会に対し、この工事が課徴金の対象となったことについて事実関係や認定理由の開示請求を行ったが、今後、同種の事件の審議等において率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるなど、公正取引委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、不開示決定となった。

ウ 契約約款に基づく損害の発生

白杵市公共工事請負契約約款第49条第1項及び第53条では、受注

者の課徴金納付命令が確定したときには賠償金として請負代金の10分の2に相当する額を支払わなければならないと謳われているが、受注者である日本コムシスはこの件について課徴金納付命令を受けていない。このことから契約約款に基づく損害は発生していない。

エ 公正取引委員会に対する富士通ゼネラルの命令取消訴訟提起

平成29年7月25日、公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令に対する取消訴訟の提起を行うことを取締役会において決議。

「平成29年（行ウ）第356号排除措置命令等取消訴訟事件」として、東京地方裁判所民事第8部に係属している。

（令和2年1月8日現在）

オ 日本コムシスと富士通ゼネラルの関係

請求人側、消防本部双方に確認したが、2社が排除措置命令に記されている、代理店もしくは特約店等の関係にあったことを証する資料は持ち合わせていない。

(3) 監査委員の判断

請求人は、富士通ゼネラルに対する課徴金納付命令書の算定対象物件一覧に、臼杵市消防本部の物件が記載されていることを理由に、本件請負契約が談合という不法行為の下に行われたとし、これにより市が損害を被ったとして、

措置① 富士通ゼネラル及び日本コムシスに対して工事代金の20%及びこれに対する民法所定の5%の利息の合計金額を請求することを市長に勧告すること

措置② 上記①について、損害賠償請求権が時効によって消滅している場合には同額を市長及び関与職員らに請求するよう市長に勧告することを求めている。

また、富士通ゼネラルはこの排除措置命令及び課徴金納付命令を不服として訴訟を提起し、現在も係争中である。

ア 市は日本コムシスに対し契約約款に基づく賠償金請求権を有しているか、また、その管理を違法又は不当に怠る事実があるか

臼杵市公共工事請負契約約款第49条第1項及び第53条では、受注者の課徴金納付命令が確定したときには賠償金として請負代金の10分

の2に相当する額を支払わなければならないと謳われているが、受注者である日本コムシスはこの件について課徴金納付命令を受けていない。このことから、契約約款に基づく請求権は発生していない。また、債権が発生していないので、その管理について怠る事実も認められない。

イ 市は不法行為による損害賠償請求権を有しているか、また、その管理を違法又は不当に怠る事実があるか

民法第709条では、不法行為による損害賠償について、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」としている。民法第719条では、共同不法行為者の責任として、「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。」、民法第724条では、不法行為による損害賠償請求権の期間の制限として、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」としている。

また、独占禁止法第26条第1項において、損害賠償の請求権は、排除措置命令が確定した後でなければ、裁判上主張することができないとされている。同条第2項では、請求権は排除措置命令又は納付命令が確定した日から3年を経過したときは時効によって消滅するとされている。

これらをもとに、不法行為による損害賠償請求権の存在について、次の3つに区分し判断した。

(ア) 富士通ゼネラルと日本コムシス2社による共同不法行為に対する損害賠償請求権

請求人は、公正取引委員会の命令から、「富士通ゼネラルにおいて、談合によって形成した価格での契約をあらかじめ日本コムシスに指示し、日本コムシスをして白杵市との契約を締結させたこと」が、「富士通ゼネラルの提起した排除措置命令等取消訴訟の訴訟記録から判明すれば」と2社の損害賠償義務の存在を示唆しているが、請求人のいう不法行為は「判明すれば」との仮の主張であり、認めることはできない。

請求人が述べているとおり、平成21年4月28日の最高裁第3小法廷判決で、排除措置命令の取消請求訴訟が提起されることは、談合を理由とする不法行為による損害賠償請求権の行使を妨げる理

由とはならない。しかしながら、この判例では、原審で不法行為の事実が確定したものであり、不法行為の請求人提出の資料4《解説》5説明(1)イには、「本判決は、相当期間説と総合考慮説のいずれの見解を採るのかを明らかにするものではないが、違法な怠る事実があるというためには、少なくとも、客観的にみて不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手しえたことを要する旨を判示したもの」とあり、本件では、富士通ゼネラルは取消訴訟を提起しているが、その訴訟の中で不法行為の事実認定がなされていない。

消防本部による両者への聴取からも、民法第719条でいう共同不法行為があったと認められるような事実は見受けられない。さらに、民法第709条でいう「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」というような事実は認められない。請求人も、市も前述の「客観的にみて不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料」を持ち合わせていない。

よって、富士通ゼネラルと日本コムシス2社連帯での本件に係る損害賠償義務が生じているとは言えず、市は損害賠償請求権は有していない。

(イ) 日本コムシスによる不法行為に対する損害賠償請求権

請求人は、公正取引委員会の命令から、富士通ゼネラルが談合によって形成した価格での契約をあらかじめ日本コムシスに指示したのではないかと仮定している。しかし、富士通ゼネラルはこの命令を不服として取消訴訟の係争中であり、また、課徴金納付命令の中に日本コムシスの社名は出てきておらず、消防本部による両者への聴取からも、民法第719条でいう共同不法行為があったと認められるような事実は見受けられない。さらに、民法第709条でいう「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」というような事実は認められない。

また、日本コムシスはこの件について公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令を受けていないので独占禁止法第26条にも当てはまらない。

よって、日本コムシスには本件に係る不法行為による損害賠償義務が生じているとは言えず、市は損害賠償請求権を有していない。

(ウ) 富士通ゼネラルによる不法行為に対する損害賠償請求権

請求人は、公正取引委員会の命令から、富士通ゼネラルが談合によって形成した価格での契約をあらかじめ日本コムシスに指示した

のではないかと仮定している。しかし、富士通ゼネラルはこの命令を不服として取消訴訟の係争中であり、その訴訟の中で不法行為の事実認定がなされていない。

消防本部による両者への聴取からも、民法第719条でいう共同不法行為があったと認められるような事実は見受けられない。さらに、民法第709条でいう「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」というような事実は認められない。

一方、独占禁止法第26条第1項において、損害賠償の請求権は、排除措置命令が確定した後でなければ、裁判上主張することができないとされている。富士通ゼネラルへの具体的な損害賠償請求は命令確定後に行うものであり、損害賠償請求権を行使できる理由とならない。前述判例をもってしても、客観的にみて不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料が見当たらない現時点では、損害賠償請求ができる状況にあるとは言えない。

また、独占禁止法上の消滅時効は、現在係争中の取消訴訟が確定後3年であり、到来していない。

よって、現時点では、富士通ゼネラルに本件に係る損害賠償義務が生じているとは言えず、市は損害賠償請求権を有していない。

以上、(ア)、(イ)、(ウ)について、市はいずれの損害賠償請求権も有しておらず、現時点において不当に財産の管理を怠る事実も認められない。

これらから、請求人の求める措置①については、2社への損害賠償請求を行う理由がないと判断する。措置②については、①の損害賠償義務について、富士通ゼネラルについては消滅時効が未到来、日本コムシスについては不法行為による損害賠償義務があるとは認められず、市長及び関与職員の賠償義務はないと判断する。

(4) 結論

令和2年1月31日請求の消防救急デジタル無線システム整備工事に係る本件請求人の主張には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により、主文のとおり決定する。

3. 意見

富士通ゼネラルが提起した取消請求訴訟の状況によっては、市が不法行為によ

る損害賠償請求権を有することとなる。請求人が指摘するとおり、事件の真相究明及び早期解決のためには訴訟記録の閲覧等による調査が行えると考える。

市は、訴訟その他の情報収集に努め、不法行為の成立を客観的に認定することができる資料に基づいて判断し、損害賠償請求について検討されたい。

また、請求人及び請求人代理人が、不法行為の成立を客観的に認定できるような資料や情報の存在を入手した際には、市への提供をお願いしたい。

以 上